

日本組織培養学会研究奨励賞規程（令和5年10月2日改正）

第1条 名称：日本組織培養学会研究奨励賞と称する。

第2条 目的：組織・細胞培養に関する研究を行う将来性ある本学会所属の研究者の研究を奨励し、本学会の活性化を図る。

第3条 受賞対象：本学会大会の筆頭学術発表者であって、当該研究奨励賞審査対象大会の大会開催年の4月1日時点で大学院を修了して10年未満の研究者または大学院在籍中の学生であり、かつ当該研究奨励賞応募時点で本会の会員であること。原則として研究奨励最優秀賞を1名、研究奨励優秀賞を最大4名に授与する。尚、過去の受賞者は再度応募出来ない。また過去に奨励賞に応募された演題と同一演題は再度応募ができない。

第4条 申請方法：大会演題登録の前に所定の申請書を教育・奨励賞担当理事に提出する（電磁送付可）。本学会理事および当該年度大会会長が応募書類を審査（書類審査）し、書類審査通過後に大会での演題登録を行う。応募演題は一人一題に限る。

第5条 選考：書類審査通過演題に対して、本学会理事および大会会長が大会での口頭発表における発表内容、質疑応答について審査し、発表技術、理解度、方法論、討論力の優劣により決定する。

第6条 表彰：本学会の総会時に代表理事が発表し、賞状ならびに副賞を贈呈する。

第7条 改訂：本規定の改定は理事会で行う。

第8条 細則：本規定に規定されていない事項は理事会により細則に定める。

附則： 本規定は令和6年度の大会から適用する。